

経営会議の内容

件 名	大和市地域防災計画の修正について
所 管 部	市長室
日時・場所	令和５年１月２６日（木） ９：５５ ～ １０：２５ 研修室
出 席 者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境施設農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり施設部長、病院事務局長、消防長、教育部長、議会事務局長、危機管理監、危機管理課長
提 出 理 由	大和市防災会議に大和市地域防災計画の修正素案を提出するにあたり、その内容について合意を得る必要があるため
会議経過	【主な意見等】 ・国や県が地震被害想定を見直す予定はあるか。 （所管部）国は、地震被害想定を試算等を行うための予算を今国会に提出しており、来年度から数年の間に、被害想定の見直しが行われると考えている。これを受けて県も被害想定を見直すものと思われ、その後、本計画や各種マニュアルも県の計画にあわせて修正していきたい。 ・近年の大規模災害の教訓を活かして修正された事項はあるか。 （所管部）警戒レベルの名称変更のほか、広域避難に係る居住者等の受入れに関する事前協議については、令和２年７月豪雨の際、熊本県人吉市の住民が熊本市に避難したことを受けて新たに規定された内容を反映した。 ・本計画に盛り土の造成地に関する記載はあるか。 （所管部）記載はないが、上位計画である県の地域防災計画に盛り土の造成地に関する取り組みが記載された場合は、本計画に反映したいと考えている。 ・南海トラフ地震対策に係る修正内容が記載されているが、本市は南海トラフ地震防災対策推進地域の対象外である。都心南部直下地震を想定して本計画を策定している部分もあると思うが、どのように整理しているか。 （所管部）南海トラフ地震防災対策推進地域の対象外ではあるものの、震度は５弱から５強と予想されている。本市においても決して楽観視できる地震ではないこと、また南海トラフ地震が国全体で取り組んでいる大規模地震であることを踏まえ、都心南部直下地震とあわせて本計画に記載している。 ・土砂災害特別警戒区域に建設されている家屋について、どのように考えているのか。また、区域内に新たな家屋を建設する場合、規制はあるのか。 （所管部）居住者がいて、かつ土砂災害特別警戒区域にかかっている家屋は、市内で約２０戸である。その２０戸については、玄関先など家屋の一部が区域にかかっているものであり、家屋全体が区域内に入っているものはない。なお、区域にかかっている家屋に対しては、一部自己負担の上で、防災ラジオを給付している。 区域内に家屋を新設する場合は、安全な構造となるよう対策を施さなければ、建設することはできない。 ・災害がいつ発生するかはわからないが、本計画は随時修正していかなければならない。そういった意味で、計画修正のプロセスを見直したことは評価できる。 ・最も重要なことは計画の運用である。今後は、市民の方や職員に対する業務継続

	計画の周知を着実に進めてもらいたい。 ・関東大震災が発生してから今年で１００年となり、大規模地震の発生を懸念している市民の方も多い。防災対策の中心となる本計画について、今後も必要に応じて修正を行ってもらいたい。
会議結果	案のとおり、進めていく。